

市章 (大正4年7月26日告示)



市章の由来

旧藩時代に因伯の印として使用された 中の中に小篆しょうてん(漢字の書体の一種)の「鳥」の字を組み入れたものを、大正4年7月に鳥取市の市章として定め、はは文を、はは武を意味したものだと言われ、組み合わせて鳥取市の発展を表現したものです。